

国第二百回 参議院憲法審査会議録第一一號

(101)

令和元年十二月九日(月曜日)

午後三時四十一分開会

委員の異動

十月七日

辞任

伊波 洋一君

補欠選任

高良 鉄美君

出席者は左のとおり。

会長

林 芳正君

幹事

石井 準一君

石井 正弘君

磯崎 仁彦君

西田 昌司君

鉢呂 吉雄君

増子 輝彦君

西田 実仁君

松沢 成文君

山添 拓君

赤池 誠章君

有村 治子君

岡田 隆史君

宇都 広君

岡田 広君

片山さつき君

古賀友一郎君

上月 良祐君

佐藤 正久君

中曾根弘文君

野上浩太郎君

古川 俊治君

堀井 嶽君

舞立 昇治君

元榮太一郎君

山下 雄平君
山谷えり子君
小西 洋之君
田村 まみ君
徳永 エリ君
長浜 博行君
白 真勲君
福島みづほ君
福山 哲郎君
森 ゆうこ君
矢田わか子君
伊藤 孝江君
安江 玲倉君
山本 香苗君
浅田 均君
東 徹君
吉良よし子君
山下 芳生君
高良 鉄美君山下 雄平君
山谷えり子君
小西 洋之君
田村 まみ君
徳永 エリ君
長浜 博行君
白 真勲君
福島みづほ君
福山 哲郎君
森 ゆうこ君
矢田わか子君
伊藤 孝江君
安江 玲倉君
山本 香苗君
浅田 均君
東 徹君
吉良よし子君
山下 芳生君
高良 鉄美君

る請願(第二八二号)

○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

これより請願の審査を行います。

第一七号憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに關する請願外四十九件を議題といたします。

本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでござります。

これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(林芳正君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

請願者 さいたま市 吉田弘
紹介議員 関口 昌一君

国民投票法が与野党合意の下で制定されてから十一年以上が経過した。各党は、憲法に関して改正案を含めた党の見解を明らかにしているが、憲法審査会ではその改正内容はほとんど議論されていない。憲法審査会は「国会法第百二条の六において日本國憲法及び日本國憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本國憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する」と規定されている。しかし、衆参両院共に憲法審査会において改正内容の実質審議は行われていない。これで改正是極めて異常なことである。憲法審査会において改正是非について具体的に審議することを

求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法審査会を定例開催し、憲法改正是非について各党の立場を明らかにし、具体的に改正内容の審議を進めること。

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八号 令和元年十月四日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに關する請願

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに關する請願(第一七号)(第一八号)(第一九号)(第二六号)(第二七号)(第四四号)

請願者 和歌山市 笹本昌克
紹介議員 世耕 弘成君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一九号 令和元年十月四日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに關する請願(第五一号)請願者 青森県二沢市 野坂篤司 外八名
紹介議員 佐藤 正久君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一七号 令和元年十月四日受理

○憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに關する請願

憲法審査会における改正内容の審議促進を求めるに關する請願

第二六号 令和元年十月七日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 兵庫県南あわじ市 永田秀一
　　紹介議員 末松 信介君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二七号 令和元年十月七日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 和歌山県田辺市 長澤好晃
　　紹介議員 鶴保 康介君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四四号 令和元年十月八日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 石川光次郎 外九名
　　紹介議員 高階恵美子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五一号 令和元年十月十日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 青森県三沢市 天野淑夫 外九名
　　紹介議員 宇都 隆史君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五〇号 令和元年十月九日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 東京都大田区 菅野哲男 外十一
　　紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五五号 令和元年十月九日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 東京都大田区 菅野哲男 外十一
　　紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五六号 令和元年十月九日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 東京都大田区 菅野哲男 外十一
　　紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五八号 令和元年十月十六日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 熊本市 片岡正憲
　　紹介議員 宮崎 雅夫君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六三号 令和元年十月十七日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六四号 令和元年十月二十一日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 東京都大田区 澤田公子 外二千
　　紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六五号 令和元年十月十一日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 熊本市 小川 克巳君
　　紹介議員 小川 克巳君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六六号 令和元年十月十一日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 和歌山県田辺市 長澤好晃
　　紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六七号 令和元年十月十一日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 和歌山県田辺市 長澤好晃
　　紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六八号 令和元年十月十八日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六九号 令和元年十月二十一日受理

憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 東京都大田区 澤田公子 外二千
　　紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

を招くことになる。戦争法に対しても、国会審議の段階で、憲法の専門家を始め、様々な分野の人々から反対の声が上がり、世論調査でも八割が政府の説明は不十分と答えていた。全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

「二〇二〇年に新憲法施行を目指す」と述べた。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まっていいる。戦後七十年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかつた大きな力は、憲法第九条の存在と市民の粘り強い運動であった。今、第九条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くない。日本が再び海外で戦争する国になるのは御免である。安倍首相らによる憲法第九条などの改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則がいかされる政治を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

「二〇二〇年に新憲法施行を目指す」と述べた。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まっていいる。戦後七十年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかつた大きな力は、憲法第九条の存

をいかす政治の実現を求めることが関する請願
　　請願者 東京都北区 佐藤正子 外七十三
　　紹介議員 吉良よし子君
名

二〇一七年五月三日、安倍晋三首相は、突然、「新たに憲法第九条に自衛隊の存在を書き込む」

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願(第一〇八号)

二、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることが関する請願(第一〇九号)

三、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることが関する請願(第一一二二号)

第一〇六号 令和元年十月十八日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 熊本県合志市 多久善郎
　　紹介議員 進藤金日子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇七号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 熊本市 川口英徳
　　紹介議員 藤木 真也君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇八号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 さいたま市 中島隆一
　　紹介議員 古川 俊治君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇九号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 東京都大田区 澤田公子 外二千
　　紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一〇号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一一号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一二号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一三号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一四号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一五号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一六号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一七号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一八号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一九号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一二〇号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一二一号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一二二号 令和元年十月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願
　　請願者 仙台市 渡辺勝幸 外十六名
　　紹介議員 和田 政宗君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

十一月一日日本審査会に左の案件が付託された。

第一一二号 令和元年十月二十三日受理

紹介議員 滝波 宏文君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七七二号 令和元年十二月一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願

請願者 新潟県上越市 斎京四郎

紹介議員 水落 敏栄君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七七三号 令和元年十二月一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願

請願者 愛媛県西条市 越智敏雄

紹介議員 山本 順三君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七七四号 令和元年十二月一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求める
ことに関する請願

請願者 神戸市 三木英一 外十九名

紹介議員 梅村 聰君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七七五号 令和元年十二月一日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義
をいかす政治の実現を求めるに関する請願

請願者 東京都板橋区 寺田茂 外七百四
十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。